



「医療費のお知らせ」の 入手方法について教えてください!!

「医療費のお知らせ」は皆さんが医療機関や薬局で支払った医療費をまとめたもので

- 日々支払っている医療費の確認(身に覚えのない支払がないか、など)
 - 自治体の補助申請(注1)
 - 確定申告で医療費控除手続き(注2)
- などに使用することができます。

「医療費のお知らせ」の入手方法は複数あり、それぞれ特徴が異なります。用途に応じて上手に使い分けましょう。

医療費のお知らせの入手方法

入手元	マイナポータル(注3)	ムラタ健保	kencom
入手形態	e-TaX用xmlデータ(注2)	書面	e-TaX用xmlデータ 又は書面
入手方法	マイナポータルから ダウンロード	ムラタ健保に申請書を送付し 自宅へ郵送	スマホアプリ、または PCサイトよりダウンロード (PCサイトでは印刷も可能)
出力期間	年単位	月単位又は年単位を選択	年単位
画面での閲覧	任意期間で表示・閲覧可	不可	年単位で表示・閲覧可
出力のタイムラグ	1.5か月程度 前年1年間医療費を 出力できるのは2月上旬	2.5か月程度 前年1年間の医療費を 出力できるのは3月上旬	3.5か月程度 前年1年間の医療費を 出力できるのは4月中旬
特徴	医療費控除の 手続きに便利	月単位で自治体への 補助申請などに使いやすい	スマホで手軽に 医療費を確認できる

(注1)自治体の補助申請に必要な書類は各自治体にお問い合わせください。

(注2)医療費控除の手続きやxmlデータの使用方法につきましてはお近くの税務署又は国税庁ホームページでご確認ください。

(注3)マイナポータルを活用した確定申告の手順につきましてはマイナポータルアプリやホームページでご確認ください。

参考リンク



国税庁「令和5年分 確定申告特集」

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/r05junbi/index.htm?utm_source=twit



マイナポータル ※マイナンバーカードが必要です

<https://myna.go.jp/beta/>



ムラタ健保「医療費の通知書」 ※申請書ダウンロード

<https://murata-kenpo.or.jp/faq/detail.php?id=99>



退職直後に受診の予定が…どうしたらいい??

資格喪失後 受診について

〇月〇日に退職したけれど
保険証そのまま使っているのかな?



資格喪失後、どうしても受診しなければならない場合、 一旦窓口で全額負担し受診してください

後日、資格喪失後の期間の資格を認定した国民健康保険や次の就職先の健康保険組合で手続きを行うことで、原則返金を受けることができます。(返金手続きには時効があります)
詳しくはご加入の国民健康保険・健康保険組合にお問い合わせください。

資格喪失後にムラタ健保の保険証を使った場合、
『無資格受診』となり医療費(健保組合負担分)を返還いただきます。返還により、自己負担分と合わせて全額負担することとなります。

資格がなくなった日(退職日翌日)以降は ムラタ健保の保険証は使えません!

被保険者が退職した時や家族が被扶養者でなくなったときには、
早急に保険証を当組合へ返納してください。



ご存知ですか?
『自然災害時の対応』

一部負担金等の免除について

予期せぬ自然災害に見舞われた場合、健保組合では「災害救助法」適用地域に在住する加入者について、皆さんの医療機関窓口での**一部負担金等の免除**や保険証の再交付などの措置を行っています。

措置の適用・申請方法はムラタ健保のホームページで適時案内しますのでご確認ください。

対象者は、内閣府の「災害救助法」の適用地域に在りて、原則以下における被災を受けた被保険者・被扶養者です。

- (a) 被保険者の居住していた住居の全・半壊、床上浸水または床下浸水等により、住居・家財の概ね3分の1以上の被災を受けた状態*
- (b) 被保険者が、行方不明である状態
- (c) 被保険者が、重篤な傷病を負った状態

* 住居被害の認定は「災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)」による

被災にかかる自治体のり災証明書等を添付し、メールもしくは書面で申請してください。

